

境港市議会 ハラスメント防止のための行動規範

主 題 相手が嫌がることをしない

宣 誓

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティ・パタニティハラスメントなどのハラスメントは、どのような形であっても決してしません。また、どのようなハラスメントも許しません。

具 体 例

- 議員活動の場において、思いやりのある言動と健全なコミュニケーションを心がけ、信頼関係を築く
- 相手の受け止め方に十分配慮したコミュニケーションをする
- 市議会議員の身分を自覚し、優位な立場などを利用してハラスメントをしない（※）
- 個人の身体的あるいは性格的な特徴について、悪い冗談を言ったり、からかったりしない
- 就業時間外の飲食や遊興を強要しない
- 相手への利益や不利益を条件に、プライベートな関係を持ちかけない
- 個人的な価値観で、性別による固定的な役割を決めつけない
- 不快な話題をふられたり、嫌な思いをしたりした場合は、「NO」という意思をはっきり示す
- ハラスメントを見て見ぬふりをしない

（※）「優位な立場とは」

一般的にハラスメントは、職場における上司から部下に対して行われる場合が多いが、先輩・後輩間や正社員・非正社員間、あるいは部下から上司に行われることもあります。

それを議会や議員に置き換えると、先輩議員・後輩議員間や、議員から事務局職員、あるいは事務局職員から議員、若しくは議員から市役所職員、あるいは市役所職員から議員、加えて議員から有権者（市民）、有権者（市民）から議員へ行われることがあります。

業務経験や知識、人間関係などの違いにより、一方が他方に対し優位性をもつ場合もあります。

◇この規範は、厚生労働省「就活ハラスメント防止対策企業事例集～学生を守り、企業を守る、10社の取り組み～」より「JTグループ行動規範 2018」を参照に作成しています。